

岬町電子契約実施要領

制 定 令和 6年 8月 1日

最終改定 令和 8年 1月 8日

(趣旨)

第1条 この要領は、岬町契約規則（平成18年岬町規則第16号）に基づき、電子契約サービスを利用して行う契約について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 電子契約書 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第5項に規定する契約内容を記録した電磁的記録をいう。
- (2) 電子契約 電子契約書により契約を締結する契約方法をいう。
- (3) 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名をいう。
- (4) サービス提供事業者 本町と電子契約サービスの提供に係る契約を締結する事業者をいう。
- (5) 電子契約サービス サービス提供事業者が本町及びその契約相手方の指示を受けて、電子契約書に当該サービス提供事業者自身の署名鍵による電子署名を行う事業者署名型（立会人型）電子署名サービスをいう。
- (6) 電子署名実施者 電子契約書に電子署名を行う権限を有する者をいう。
- (7) 利用者 電子契約サービス運用管理者が電子契約サービスの利用を認めた者をいう。
- (8) アカウント 電子契約サービスに接続するための権利をいう。
- (9) パスワード 電子契約サービスに接続するために必要となる符号をいう。
- (10) 担当者 町の職員のうち、契約相手方に電子契約書を送信する等、電子契約サービスを利用した契約手続の実務を主に行う者をいう。

(電子契約の利用範囲)

第3条 電子契約は、次に掲げるものを除き、本町が締結する契約に利用することができる。

- (1) 法令等の定めにより書面によるべきとされているもの。
- (2) 契約締結日から5年を超える契約期間のもの（自動更新にて5年を超える見込みのものを含む。）。
- (3) その他電子契約とすることが適当でないと認められるもの。

2 電子契約を利用することができる場合は、あらかじめその契約が電子契約によることを明らかにするものとする。

(電子契約サービス利用の申請)

第4条 前条に該当し、電子契約を希望する者は、電子契約サービスを利用する前に、電子契約利用申請書（別記様式）を電子情報処理組織（岬町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則（令和3年岬町規則第6号）第3条に定める電子情報処理組織をいう。）により町に申請しなければならない。

2 前項の電子契約利用申請書を受理した場合は、速やかにその内容を審査のうえ、承諾するか

否かを、文書（電子メールを含む。）により申請者に通知するものとする。

（電子契約サービスの運用管理）

第5条 電子契約サービスの運用及び管理のため、電子契約サービス運用管理者（以下「運用管理者」という。）を置き、総務課長をもってこれに充てる。

2 運用管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 電子契約サービスの利用権限の設定に関すること。
- (2) 電子契約サービスの利用手続に関すること。
- (3) 電子契約書の管理に関すること。
- (4) 電子契約サービスの情報セキュリティ対策に関すること。
- (5) その他電子契約サービスを適正かつ円滑に管理運用するために必要なこと。

（電子署名実施者の責務）

第6条 本町が締結する電子契約に当っては、総務課長を電子署名実施者とする。

2 電子署名実施者が不在のときは、電子署名実施者があらかじめ指名する職員がその職務を代行するものとする。

3 電子署名実施者は、電子契約書に電子署名を行う際は、所定の決裁手続を経ていることを確認しなければならない。

（利用者の責務）

第7条 利用者は、電子契約システムの利用に当り、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 利用者に認められた権限の範囲においてのみ利用すること。
- (2) アカウント及びパスワードを適正に管理し、他者による不正利用を防止すること。
- (3) 運用管理者から指示があった場合、直ちに従うこと。
- (4) 電子契約サービスを利用しなくなった場合又は利用者に変更があった場合は、遅滞なく運用管理者に報告すること。
- (5) その他法令、規則等に定める情報セキュリティの確保に関する規定を遵守すること。

（電子契約サービスの利用）

第8条 担当者は、電子契約サービスに電子契約の締結に必要な電子契約書をアップロードする。

2 担当課長は、アップロードされた電子契約書に誤りがないことを確認し、電子契約サービスの承認を行う。

3 契約相手方は、電子契約サービスで町が承認した電子契約書を確認し、契約締結のための電子署名を行う。

4 電子署名実施者は、電子契約サービスで契約相手方が電子署名した電子契約書を確認し、電子署名を行う。

（電子契約書の保存）

第9条 電子契約書の正本は、電子契約サービス上に保存される電子契約書とする。

2 電子契約サービスから電子契約書をダウンロードしてデータを保存する等、前項の規定によらない保存方法であっても、電子契約書の有効性を妨げるものではない。ただし、電子契約書の有効性に関する法令等の規定に違反する場合においては、この限りでない。

（事故等の報告）

第10条 利用者は、電子契約サービスの不正な利用又はその恐れがあると認められる場合若し

くは障害を発見した場合には、速やかに運用管理者に報告し、運用管理者の指示に従うものとする。

2 運用管理者は、前項による連絡を受け、又は自ら電子契約システムの障害を発見した際には、速やかにサービス提供事業者に連絡し、必要な措置を講じるものとする。

(委任)

第11条 この要領に定めるもののほか、電子契約サービスの運用に関し必要な事項は町長が別に定める。

附 則 (令和6年岬町訓令第3号)

この要領は、令和6年8月1日から施行する。

附 則 (令和8年岬町訓令第1号)

この要領は、令和8年1月8日から施行する。

